

会議の結果要旨

- 1 開催した会議の名称
精華町選挙管理委員会
- 2 開催日時
令和4年1月27日 午後6時00分から午後7時30分まで
- 3 開催場所
精華町役場5階行政委員会室
- 4 議題
内 容：上記委員会の内容は、下記のとおりです。

記

(1) 投票区及び投票所の編成について（現状と課題）

ア 現状

精華町は、平成13年に開発地区での投票区の増設を最後に、これまで大きな見直しが無い状況である。この間に、人口の増加や選挙権年齢が引き下げられたことによる選挙人の登録者数の増加等、投票環境は変化している状況である。

イ 課題

(ア) 投票所の位置が投票区の中心から外れている。

(第2、4、6、13、14投票区)

(イ) 1投票区の選挙人の数が国の基準（おおむね3,000人）を超えた過大投票区である。

(第6、12、13、14投票区)

事務局から委員に説明があり、次のとおり意見があった。

- ・新しく来られた住民が、第1投票区の投票所と間違えて、精北小学校（第2投票区）に来ることがある。
- ・（投票所が）下粕会館から精北小学校に変更したことで、舟のあたりが精北小学校に近くなってしまっている。
- ・学研粕田東地区の開発で人口が増えた場合、精北小学校の選挙人の数が増える。
- ・過大投票区について、投票率がもう少し高ければ結構混雑する。
- ・光台八、九丁目の人を東畑（第7投票区）に加えた場合、校区（小学校）が東光小学校のため、遠くなったという意見が出るかもしれない。歩いて投票所へ行けないから（投票が）難しい、となっても問題である。
- ・国の基準を満たすためとして、現実問題として（新たな投票）場所を確保できないのではないか。

(2) 精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正について

行政手続における住民の負担軽減及び利便性向上による行政サービスの充実を図ることを目的とし、町全体で、押印に関する規定が見直されたため、この規程

の一部改正について、決定された。

5 その他

(1) 令和3年12月定時登録について

(2) 令和3年度精華町議会定例会12月会議の一般質問について

(ア) ポスター掲示場の場所について

(イ) 投票所数と投票率の関係について

(ウ) 投票率向上への取り組みについて

以上2項目のことについて事務局から委員に報告があり、事務局からの報告のとおり確認された。

6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7 出席者

委員長	大久保 憲二	松井事務局長
委員	福味 由利子	森島書記
委員	植西 和美	八木書記
委員	石田 豊	